

発行者：一般社団法人 板橋産業連合会／板橋区仲宿54-10  
☎03-3962-0131 ホームページ URL: <https://itabashisanren.org>

## 《《《雇用調整助成金 特例措置を再延長へ》》》

〈厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク〉

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置が再延長される見通しです。

### 〈再延長措置について〉

新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、政府は、一日あたりの上限額を1万5000円に引き上げるなどとしている雇用調整助成金の特例措置を

## 令和3年3月末まで

延長することとしました。

※令和3年1月25日時点の情報です。

修正がある場合がありますので、最新の情報にご注意ください。



### 注意点など

- 令和3年2月28日を期限とする特例措置について令和3年3月末まで延長
  - \* 休業・教育訓練の場合の助成率
    - ・ 中小企業 4/5 (解雇等を行わない場合は 10/10)
    - ・ 大企業 2/3 (解雇等を行わない場合は 3/4)
  - \* 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000 円
  - \* 学生アルバイト・パート労働者 (※1) も対象 (※2)
  - (※1) 週の所定労働時間が 20 時間未満の労働者
  - (※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給
- 特例措置の延長に関わらず、従来どおり支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に申請する必要があります。

※1月8日に東京都などに緊急事態宣言が発令されたことに伴い、営業時間の短縮、休業、人数上限の厳格化、飲食提供の自粛に協力する1都3県内において事業を行う事業主（大企業）には助成率が引き上げられます。

お問合せ

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999

新型コロナ 雇用調整助成金

検索



## 《《《 環境管理研修会第4回セミナー 》》》

〈主催：板橋区・板橋環境管理研究会〉

事業所が工場等を操業するにあたり近隣住民との騒音や振動、臭気といった問題を解決（避ける）するために、過去の実例から対策と解決方法をご説明いただきます。

環境関係など担当部署の方をはじめ、経営者の皆さまにご活用いただくために多くのご参加をお待ちしております。

資料同封

- ◆日 時：令和3年3月5日（金）15時～17時
- ◆場 所：板橋産連会館3階会議室 ZOOMによる同時配信
- ◆内 容：演 題：「事業所が知っておくべき近隣住民との公害問題について」  
講 師：板橋区 資源環境部 環境政策課 担当者
- ◆対 象：会員企業、会社担当者及び業主等 企業用研修 ※本講習は一般の方は参加できません
- ◆定 員：会場10名（申込順） オンライン：25名（申込順）
- ◆費 用：無 料

※ 詳細は同封のご案内またはホームページをご覧ください。

板橋環境管理研究会セミナー 🔍 検索



## 《《《 令和2年度社員表彰 会員企業から12名が受賞 》》》

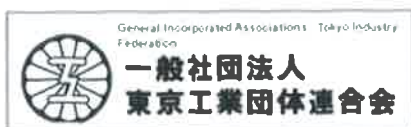
認定・受賞された皆さま、おめでとうございます。（コロナ禍のため表彰式は中止になりました。）

板橋青年優秀技能者・技術者（FINE WORKER）に認定された皆さま（11名 順不同）

〈東京商工会議所板橋支部主催 板橋産業連合会後援〉



- ・小野 和也さん（株式会社技光堂）
- ・雨宮 祐太さん（株式会社TOK）
- ・坂巻 孝行さん（株式会社TOK）
- ・六坂 司さん（株式会社TOK）
- ・高瀬 翔太さん（東京都プリプレス・トッパン株式会社）
- ・湯沢 諒さん（東京都プリプレス・トッパン株式会社）
- ・小澤 剛志さん（トーハツ株式会社）
- ・平方 大基さん（トーハツ株式会社）
- ・平野 竜さん（株式会社トプコン）
- ・坂井 智之さん（理研計器株式会社）
- ・前川 英治さん（理研計器株式会社）



一般社団法人東京工業団体連合会会長表彰(1名)

・古谷 正広さん(集塵装置株式会社)

毎年秋に募集要項等がそれぞれの団体から発表されます。奮ってご応募ください。



# 《《《 改正高年齢者雇用安定法がまもなく施行 》》》

〈厚生労働省・ハローワーク〉

## 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保  
(義務)

+

70歳までの就業確保  
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となることに伴い、  
**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加**されます。

### 高年齢者就業確保措置について

- 対象となる事業主
  - ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
  - ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主
- 対象となる措置(高年齢者就業確保措置)  
次の①～⑤の**いずれかの措置**を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入  
※ 特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献活動

※ ④、⑤については、過半数組合等の同意を得たうえで措置を導入する必要があります。(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

- ※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができます。ただし、その場合は過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいとされています。
- ※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業を指します。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。
- ※ b.の「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

厚労省 改正高年齢者雇用安定法 🔍 検索





# 《《《 シェイクアウト訓練(1分防災訓練) / 板橋区からのお知らせ 》》》

職場で…

家庭で…

板橋区内一斉

シェイクアウト訓練  
(1分防災訓練)

阪神淡路大震災から26年、東日本大震災からまもなく10年が経過しようとしています。

コロナ禍の今年、板橋区では、どこでも、ひとりでも、その場で参加できるシェイクアウト訓練を東日本大震災が発生した日と同じ3月11日に実施します。

「しゃがむ、かくれる」といった身の安全を守る動作を一斉にやってみる訓練です。事前に会社ぐるみで参加の登録をすると、「訓練参加協力企業」として区のホームページで公開されます。

## ● シェイクアウト訓練はどこでも、ひとりでも、1分でできる訓練です。

防災無線や防災メール（事前登録が必要）で訓練開始の合図を確認したら、その時にいる場所で姿勢を低くし、机の下に身を隠すなどの安全行動を取ります。

「しゃがむ」「かくれる」といった単純な訓練ですが、実際に行動してみることに意味があります。



## ● 区内一斉のシェイクアウト訓練に参加表明していただける企業・事業所を募集します。

### ■ステップ1 参加表明の協力

訓練参加の意思を板橋区のホームページから登録します。  
「訓練参加協力企業」として区ホームページで公開されます。

板橋区 参加表明キャンペーン 🔍 検索

参加表明のアンケートにお答えください。  
参加表明をしなくても訓練には参加できます。



(※個人で参加表明した方には、防災ポテトチップス（湖池屋協力）をプレゼントするキャンペーンを実施します。)

〈登録時アンケート項目の例〉

- HP等への公開についての同意確認
- 企業名・氏名
- 参加予定人数
- 訓練参加ひとことコメント  
(例)「シェイクアウト訓練に参加します」「この機会に備蓄物資点検をします」など

### ■ステップ2 訓練開始(合図)

当日までに訓練の実施と狙いを従業員の皆様にご周知ください。

3月11日午前11時に区の防災無線放送と  
\*防災・緊急情報メールの配信で訓練開始の合図を行います。

〈社内放送の例〉

「訓練。訓練。ただいま大きな地震が発生しました。  
姿勢を低くし、落下物等から頭を守ってください。」

\*防災・緊急情報メールの配信登録

区の防災・緊急情報メールを受信したい方は、QRコードを読み取るか、下記アドレスあてに空メールを送信し、配信登録してください。

itabashi@bousai-mail.jp



### ■ステップ3 訓練の実施

訓練開始の合図に合わせ、シェイクアウト訓練を実施します。

身の安全の確保ができれば、右記で例示したプラスワン訓練を可能な限り実施して、地震被害を最小限に抑えるにはどうしたらよいか、皆さんで考えましょう。

〈プラスワン訓練の例〉

～職場で～

- 職場内の安全点検 □備蓄物資の確認
- 業務継続計画の遂行訓練 など

～店舗内等で～

- 非常口・帰宅方法の確認
- 家族間での安否確認 など

※上記は一例です。可能な範囲で行ってください。

詳しくは板橋区のホームページをご覧ください。

いたばしシェイクアウト

検索



お問合せ

板橋区危機管理室 地域防災支援課 地域支援グループ  
電話03-3579-2152

## 業務通じて新型コロナウイルスに感染した場合、 労災保険給付の対象となります

〈厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署〉

### 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明であっても、感染リスクが高い業務（\*）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
  - \*（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - \*（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事されている方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象になります。

詳しくは厚生労働省ホームページのQ&A項目「7 労災補償」をご覧ください。

厚労省 新型コロナ労災(企業向け)

検索



### 労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者本人及びご遺族は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、以下の保険給付を受けることができます。

- 療養補償給付 …… 労災指定医療機関を受診した場合は、原則無料で治療を受けられます。  
(労災指定医療機関以外の場合は、後日負担した費用の全額が支給されます。)
- 休業補償給付 …… 療養のために仕事を休み、賃金を支給されていない場合に給付されます。  
給付日：休業4日目から  
給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別支給金2割を含む)
- 遺族補償給付 …… 業務起因の感染で亡くなった労働者のご遺族は遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

## 《《《雇用調整助成金 特例措置を再延長へ》》》

〈厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク〉

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置が再延長される見通しです。

### 〈再延長措置について〉

新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、政府は、一日あたりの上限額を1万5000円に引き上げるなどとしている雇用調整助成金の特例措置を

### 令和3年3月末まで

延長することとしました。

※令和3年1月25日時点の情報です。

修正がある場合がありますので、最新の情報にご注意ください。



### 注意点など

- 令和3年2月28日を期限とする特例措置について令和3年3月末まで延長
  - \* 休業・教育訓練の場合の助成率
    - ・ 中小企業 4/5 (解雇等を行わない場合は 10/10)
    - ・ 大企業 2/3 (解雇等を行わない場合は 3/4)
  - \* 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
  - \* 学生アルバイト・パート労働者 (※1) も対象 (※2)
  - (※1) 週の所定労働時間が 20 時間未満の労働者
  - (※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給
- 特例措置の延長に関わらず、従来同どおり支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に申請する必要があります。

※1月8日に東京都などに緊急事態宣言が発令されたことに伴い、営業時間の短縮、休業、人数上限の厳格化、飲食提供の自粛に協力する1都3県内において事業を行う事業主（大企業）には助成率が引き上げられます。

お問合せ

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999

新型コロナ 雇用調整助成金

検索

